

〒740-0017
山口県岩国市今津町2丁目17-16

井原勝介 様

事件番号 令和3年(行ノ)第2号
行政上告受理申立て事件
申立人 井原勝介
相手方 岩国市

上告受理申立て通知書

令和3年2月16日

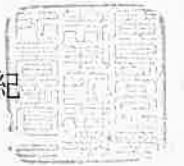
申立人 井原勝介 様

〒730-0012
広島市中区上八丁堀2-43
広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 植 野 有 紀

電話 082-221-2509

FAX 082-224-2096



下記の事件の判決に対して上告受理の申立てがありましたので、民事訴訟規則199条2項、189条1項(☑行政事件訴訟法7条)により通知します。

記

令和2年(行コ)第12号 公文書非開示決定処分取消請求控訴事件

上告受理申立て理由書の提出について

広島高等裁判所

- 1 上告受理申立書に上告受理申立ての理由を記載していないときは、上告受理申立て通知書を受け取った日又はその送達があったものとみなされる日から50日以内に、「上告受理申立て理由書」を当裁判所に提出してください（民事訴訟法318条5項，315条1項，民事訴訟規則199条2項，194条参照）。
なお、上告の提起と上告受理の申立ての両方を行っている場合であっても、「上告理由書」と「上告受理申立て理由書」は、別々に作成してください。
- 2 上告受理申立て理由書には、上告受理申立ての理由のほか、当事者の氏名又は名称，代理人の氏名，事件の表示，付属書類の表示，年月日及び裁判所の表示を記載し，申立人又は代理人が記名押印してください（民事訴訟規則2条参照）。
- 3 上告受理申立ての理由は，次の要領で，簡潔な文章で具体的に記載してください（民事訴訟法318条5項，315条2項，民事訴訟規則199条，191条2項，3項，192条，193条参照）。
 - (1) 上告受理申立ての理由は，原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては，大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることその他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを示して記載してください。この場合において，法令を示すには，その法令の条項又は内容（成文法以外の法令については，その趣旨）を掲記してください。また，法令が訴訟手続に関するものであるときは，これに違反する事実を掲記してください。
 - (2) 原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては，大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることを主張するときには，裁判所名，事件番号，裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻・号・頁を明らかにするなどして，その判例を具体的に示してください。
- 4 上告受理申立て理由書は，正本1通のほかに，相手方の数に6を加えた数の副本を提出してください（例えば，相手方が1人の場合は，正本1通と副本7通の合計8通になります。）（民事訴訟規則199条2項，195条参照）。
- 5 上告受理申立て理由書を期間内に提出しなかったり，上告受理申立ての理由の記載の方式が上記3の(1)に反している場合は，上告受理の申立ては却下されることとなりますから，注意してください（民事訴訟法318条5項，316条1項2号参照）。

以 上